

船橋市告示第152号

町の区域及び名称の変更について

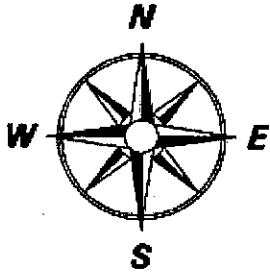
本市の区域内の町の区域及び名称を別図のとおり変更する旨、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成22年2月1日から効力を生ずる。)

平成21年4月6日

船橋市長 藤代孝七

別 図



古和釜町

松が丘五丁目

駒
込

主要地方道千歳鎌ヶ谷松戸線

坪井町

坪井小学校

坪井東
二丁目

坪井東六丁目

松が丘
四丁目

坪井西
二丁目

坪井中学校

船橋アリーナ

坪井東一丁目
(坪井町)

坪井東
三丁目

坪井東
五丁目

習志野台七丁目

船橋日大前駅

八千代市

凡 例

旧 町 名	(坪井町)
旧 町 界	-----
新 町 名	坪井東一丁目
新 町 界	—————
行 政 界	- - - - -

縮尺 1 : 10,000

習志野台八丁目

坪井東
四丁目